

(長期組合員) 資格取得時 必要書類フローチャート

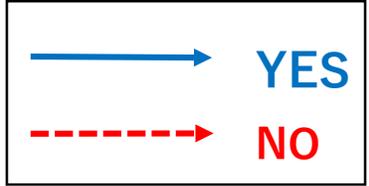
- 【様式名】**
- ①組合員資格取得届 (※)
 - ②雇用保険被保険者資格取得届
 - ③被扶養者等申告書
 - ④居所登録届
 - ⑤扶養の申立書
 - ⑥夫婦共同にかかる調査・扶養申立書
 - ⑦第3号被保険者関係届

⑤扶養の申立書、
⑥夫婦共同扶養にかかる調査・申立書
については、別途添付書類が必要になります。

※
各府省庁の共済組合の長期組合員から、引き続き本学で長期組合員になる場合は、
①の書類は不要です。
地方の共済組合の長期組合員から、引き続き本学で長期組合員になる場合は、①の
書類に追加で「組合員転入届書」が必要です。

認定手続き上、これらの書類以外の書類も提出をお願いすることがあります。

START
被扶養者はいますか？



被扶養者に「配偶者」は含まれますか？

配偶者は20歳以上60歳未満ですか？

本人及び被扶養者全員について、住民票の住所と現住所は同じですか？

提出書類は①②③⑤⑦です。

提出書類は①②③④⑤⑦です。

本人及び被扶養者全員について、住民票の住所と現住所は同じですか？

提出書類は①②③⑤です。

提出書類は①②③④⑤です。

被扶養者は「当該年度末時点で18才以下かつ無収入の子」のみですか？

提出書類は①②③です。

提出書類は①②③④です。

本人及び被扶養者全員について、住民票の住所と現住所は同じですか？

提出書類は①②③⑥+続柄が記載されている世帯全員の「住民票」(住民票で続柄が確認できない場合は「戸籍全部事項証明書」も)です。

提出書類は①②③④⑥+続柄が記載されている世帯全員の「住民票」(住民票で続柄が確認できない場合は「戸籍全部事項証明書」も)です。

本人及び被扶養者全員について、住民票の住所と現住所は同じですか？

提出書類は①②③⑤です。
(ただし、子を扶養する場合は⑥も必要)

提出書類は①②③④⑤です。
(ただし、子を扶養する場合は⑥も必要)